

質問事項に対する回答書②

(件名) 北陸自動車道 大洞地区土質調査

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	4月11日	調査等請負契約書 ／ 調査等共通仕様書	(調査等請負契約書)3ページ ／ (調査等共通仕様書)1-14ページ	(調査等請負契約書)第7条 ／ (調査等共通仕様書)1項、2項	本業務における主な履行内容の「調査ボーリング」のうち、掘削作業について第三者への再委任を考慮しております。調査等共通仕様書1-19-1にて「主たる部分」として定義されている技術的判断等については自社で行います。この場合の再委任は調査等請負契約書第7条「一括再委任等の禁止」に該当しますでしょうか？ また、再委任等の禁止に該当する部分について指定等がありましたらご教示願います。	調査ボーリングの掘削作業の再委任については調査等共通仕様書1-19-3に記載の通り発注者の承諾を得たのちに実施することができます。また、再委任等の禁止に該当する部分についての指定は調査等業務の内容により個別に判断するため指定はしていません。